

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表					別表				
名 称	位 置	種 類	戸 数	備 考	名 称	位 置	種 類	戸 数	備 考
立花三丁目第二アパート	〔略〕				立花三丁目第二アパート	〔略〕			
文花二丁目アパート	〔略〕				文花二丁目アパート	〔略〕			
錦糸一丁目第二アパート	〔略〕				錦糸一丁目第二アパート	〔略〕			
墨田一丁目アパート	〔略〕				墨田一丁目アパート	〔略〕			
東向島五丁目アパート	東京都墨田区東向島五丁目1番15号	世帯用住宅	33戸		〔新設〕				

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）の規定によりなされた東向島五丁目アパートの使用に関する処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の墨田区営住宅条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。